

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）	42
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第三条関係）	76
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）	85
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）（第五条関係）	86
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）（第六条関係）	87
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）（第七条関係）	88
○沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第八条関係）	89
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第九条関係）	90
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第十条関係）	92
○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三十三号）（抄）（第十一条関係）	93
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第四百十四号）（抄）（第十二条関係）	97
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（抄）（第十三条関係）	99
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第十四条関係）	101
○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（抄）（第十五条関係）	103
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和三十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）	104
○踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二二号）（抄）（附則第三条関係）	105
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（附則第四条関係）	106
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第五条関係）	107

改 正 案

現 行

<p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つて道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つて区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十八条の四十五（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>		
項	読み替える規定	読み替える字句
一	第二条第二項第二号、第七号及び第九号	道路管理者
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町

<p>（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つて道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つて区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（管理の特例の場合の読替規定）</p> <p>第一条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>		
項	読み替える規定	読み替える字句
一	第二条第二項第二号、第七号及び第九号	道路管理者
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町

		三		二		
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條		第十八條第一項				
道路管理者	決定して	道路管理者」という	第十六條又は	關係都道府県	都道府県の	修復旧その他の管理
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する	は第十六條若しくは	当該指定市以外の市町村及び關係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七條第二項の規定により管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村の	村が国道の修繕

		三		二		
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條		第十八條第一項				
道路管理者	決定して	道路管理者」という	第十六條又は	關係都道府県	都道府県の	修復旧その他の管理
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する	は第十六條若しくは	当該指定市以外の市町村及び關係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七條第二項の規定により管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村の	村が国道の修繕

第一項、第二十四
条の二第一項及
び第三項、第二
十四条の三、第
二十八条の第二
一項、第三十二
条、第三十三
条第一項、第二
項、第三号及び
第三項、第三十
四号、第三十六
条、第三十八
条、第三十九
条第一項、第三
十九條の二第一
項、第三十九條
の三第一項、第
三十九條の四、
第三十九條の五
第一項、第三十九
條の六第一項か
ら第三項まで、
第三十九條の七
第二項及び第四
項、第三十九條
の九、第四十條
第二項、第四十
一條、第四十二
條第一項、第四
十四條の三第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五條第一
項、第四十六條
第一項及び第二

第一項、第二十四
条の二第一項及
び第三項、第二
十四条の三、第
二十八条の第二
一項、第三十二
条、第三十三
条第一項、第二
項、第三号及び
第三項、第三十
四号、第三十六
条、第三十八
条、第三十九
条第一項、第三
十九條の二第一
項、第三十九條
の三第一項、第
三十九條の四、
第三十九條の五
第一項、第三十九
條の六第一項か
ら第三項まで、
第三十九條の七
第二項及び第四
項、第三十九條
の九、第四十條
第二項、第四十
一條、第四十二
條第一項、第四
十四條の二第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五條第一
項、第四十六條
第一項及び第二

項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十六第一項及び第三項、第四十八條の四十七、第四十八條の四十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十九から第四十八條の五十一まで、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條

項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十六第一項及び第三項、第四十八條の四十七、第四十八條の四十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十九から第四十八條の五十一まで、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條

五		
第二十四条の二 第一項	条第一項、第六 十七條の二、第 六十八條、第 六十九條第一項、 第七十條第一項 、第三項及び第 四項、第七十一 條第一項から第 五項まで、第七 十二條第一項及 び第三項、第七 十二條の二第一 項、第七十三條 第二項及び第三 項、第八十六條 第二項、第八十 七條第一項、第 九十一條第一項 から第三項まで 、第九十二條第 四項、第九十三 條、第九十五條 の二第一項及び 第二項前段、第 九十六條第五項	
駐車料金	道路の	
、駐車料金 車させる者から	指定市以外の市 町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 駐車料金	

五		
第二十四条の二 第一項	条第一項、第六 十七條の二、第 六十八條、第 六十九條第一項、 第七十條第一項 、第三項及び第 四項、第七十一 條第一項から第 五項まで、第七 十二條第一項及 び第三項、第七 十二條の二第一 項、第七十三條 第二項及び第三 項、第八十六條 第二項、第八十 七條第一項、第 九十一條第一項 から第三項まで 、第九十二條第 四項、第九十三 條、第九十五條 の二第一項及び 第二項前段、第 九十六條第五項	
駐車料金	道路の	
、駐車料金 車させる者から	指定市以外の市 町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 駐車料金	

十	九	八			七	六
第四十八條の二 第十三第五項	第四十八條の十 四第一項	第四十七條の五 第一項			第三十九條第二 項、第三十九條 の二第五項	第三十三條第四 項、第三十九條 の二第七項、第 三十九條の五第 二項、第四十五 條の二第二項、 第四十七條の八 第二項、第四十 八條の二十三第 六項、第四十八 條の二十六第二 項、第四十八條 の三十八第一項 及び第三項
市町村長を	道路管理者は	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者	道路管理者は、
市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する	道路管理者等は	、道路管理者等 、道路管理者が	道路管理者等は	第四十六條第一 項	当該占用料を徴 収する道路管理 者等	道路管理者は、 道路管理者等が

十	九	八			七	六
第四十八條の二 第十三第五項	第四十八條の十 四第一項	第四十七條の五 第一項			第三十九條第二 項、第三十九條 の二第五項	第三十三條第四 項、第三十九條 の二第七項、第 三十九條の五第 二項、第四十五 條の二第二項、 第四十七條の八 第二項、第四十 八條の二十三第 六項、第四十八 條の二十六第二 項、第四十八條 の三十八第一項 及び第三項
市町村長を	道路管理者は	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者	道路管理者は、
市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する	道路管理者等は	、道路管理者等 、道路管理者が	道路管理者等は	第四十六條第一 項	当該占用料を徴 収する道路管理 者等	道路管理者は、 道路管理者等が

十六	十五	十四	十三	十二	十一	
第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	第五十条第一項	第四十九条	第四十八条の四十五	
関係都道府県	国道の所在する都道府県	当該国道の所在する都道府県	他の都道府県	当該都道府県	都道府県が当該	当該道路の道路管理者
当該指定市以外の市町村及び関係都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	都道府県	当該指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村
						指定市以外の市町村の長を

十六	十五	十四	十三	十二	十一	
第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	第五十条第一項	第四十九条	第四十八条の四十五	
関係都道府県	国道の所在する都道府県	当該国道の所在する都道府県	他の都道府県	当該都道府県	都道府県が当該	当該道路の道路管理者
当該指定市以外の市町村及び関係都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	都道府県	当該指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村
						指定市以外の市町村の長を

二十	十九	十八	十七
項 第七十三条第一	項 第六十四条第一	項 第六十一条第二	項 第五十三条第二
道路管理者	は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	道路管理者	都道府県に
負担金等を徴収すべき道路管理者等	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の施設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	当該負担金を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村に
	停留料金並びに	停留料金	都道府県が

二十	十九	十八	十七
項 第七十三条第一	項 第六十四条第一	項 第六十一条第二	項 第五十三条第二
道路管理者	は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	道路管理者	都道府県に
負担金等を徴収すべき道路管理者等	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の施設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	当該負担金を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村に
	停留料金並びに	停留料金	都道府県が

	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一
第七十五条第五	第七十五条第二項第二号	第七十五条第二項	第七十五条第一項第二号、第二項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	第七十五条第一項	第七十四条
国土交通大臣又は	要求（都道府県知事がするとき は、勧告）	都道府県道及び指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該道路の道路管理者	道路管理者	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において
国土交通大臣	要求	、都道府県道に 関し、次の各号に掲げる場合に おいては、指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村

	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一
第七十五条第五	第七十五条第二項第二号	第七十五条第二項	第七十五条第一項第二号、第二項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	第七十五条第一項	第七十四条
国土交通大臣又は	要求（都道府県知事がするとき は、勧告）	都道府県道及び指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該道路の道路管理者	道路管理者	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において
国土交通大臣	要求	、都道府県道に 関し、次の各号に掲げる場合に おいては、指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村

項	二十八			二十七			二十六	
	第九十六条第二項			第七十六条第一項			項	
	都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	は都道府県知事
読み替えられる規定	4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。						要求若しくは勧告	
読み替えられる字句	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	要求
読み替える字句	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	要求

項	二十八			二十七			二十六	
	第九十六条第二項			第七十六条第一項			項	
	都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	は都道府県知事
読み替える規定	4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。						要求若しくは勧告	
読み替えられる字句	都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	又は市町村である道路管理者	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	は都道府県知事
読み替える字句	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣	要求

	二	一
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六	第十八條第一項	第二條第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで
道路管理者	道路管理者」という	道路管理者
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者又は国土交通大臣

	二	一
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六	第十八條第一項	第二條第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで
道路管理者	道路管理者」という	道路管理者
道路管理者等	決定し、道路管理者は	道路管理者又は国土交通大臣

第一項及び第三
項、第三十九
の七第二項及び
第四項、第三十
九条の九、第四
十条第二項、第
四十一条、第四
十三条の二、第
四十四条の第三
項から第五項
まで及び第八項
、第四十五條第
一項、第四十六
条第一項及び第
二項、第四十七
条第三項、第四
十七條の二第一
項及び第五項、
第四十七條の四
、第四十七條の
五第二項、第四
十七條の七第一
項、第四十七條
の八第一項、第
四十八條の二十
三第一項、第四
十八條の二十四
第一項、第四十
八條の二十五第
一項、第二項及
び第四項から第
六項まで、第四
十八條の二十六
第一項、第四十
八條の二十七第
一項及び第二項

第一項及び第三
項、第三十九
の七第二項及び
第四項、第三十
九条の九、第四
十条第二項、第
四十一条、第四
十三条の二、第
四十四条の第二
項から第五項
まで及び第八項
、第四十五條第
一項、第四十六
条第一項及び第
二項、第四十七
条第三項、第四
十七條の二第一
項及び第五項、
第四十七條の四
、第四十七條の
五第二項、第四
十七條の七第一
項、第四十七條
の八第一項、第
四十八條の二十
三第一項、第四
十八條の二十四
第一項、第四十
八條の二十五第
一項、第二項及
び第四項から第
六項まで、第四
十八條の二十六
第一項、第四十
八條の二十七第
一項及び第二項

七	六	五	四
<p>第四十七條の二 第二項</p>	<p>第三十九條の二 第六項</p>	<p>第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項</p>	<p>第三十三條第三 項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第二十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の二 十九の六第一項 及び第三項、第 四十八條の三十 八第一項及び第 三項</p>
<p>道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項</p>	<p>道路管理者（</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者は、</p>
<p>第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項</p>	<p>道路管理者等（</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>道路管理者は、 道路管理者等が</p>

七	六	五	四
<p>第四十七條の二 第二項</p>	<p>第三十九條の二 第六項</p>	<p>第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項</p>	<p>第三十三條第三 項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第二十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の三 十八第一項及び 第三項</p>
<p>道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項</p>	<p>道路管理者（</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者は、</p>
<p>第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項</p>	<p>道路管理者等（</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>道路管理者は、 道路管理者等が</p>

一	項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>6 5 (略)</p> <p>法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>	十二	十一	十	九			八
	<p>第二号、第五号及び第七号から第</p> <p>道路管理者</p> <p>都道府県</p>					<p>第五十四条の二第一項</p> <p>共用管理施設関係道路管理者</p> <p>は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者</p>	<p>第四十八条の四十五</p> <p>特定道路管理者</p> <p>又は国土交通大臣</p>	<p>第四十八条の十四第一項</p> <p>道路管理者は、道路管理者が</p>	<p>第四十七条の五第一項</p> <p>道路管理者は、第四十六条第一項</p>	<p>第四十七條の二第二項及び第三項</p> <p>の道路管理者</p>	<p>の道路管理者又は国土交通大臣</p>	

一	項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>6 5 (略)</p> <p>法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>	十二	十一	十	九			八
	<p>第二号、第五号及び第七号から第</p> <p>道路管理者</p> <p>都道府県</p>					<p>第五十四条の二第一項</p> <p>共用管理施設関係道路管理者</p> <p>は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者</p>	<p>第四十八条の四十五</p> <p>特定道路管理者</p> <p>又は国土交通大臣</p>	<p>第四十八条の十四第一項</p> <p>道路管理者は、道路管理者が</p>	<p>第四十七条の五第一項</p> <p>道路管理者は、第四十六条第一項</p>	<p>第四十七條の二第二項及び第三項</p> <p>の道路管理者</p>	<p>の道路管理者又は国土交通大臣</p>	

	五	四	三	二		
第十九条の二第二	第十九条の二第三項、第五十四条の二第三項	第十九条の二第一項及び第四項	第十九条の二第一項	第十八条第一項		九号まで、第二十条第一項
共用管理施設関	「とあるのは」共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者	道路管理者及び	決定して	道路管理者」という	第十六条又は
共用管理施設関	「とあるのは」共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は	共用管理施設関係道路管理者等」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者等である道路管	道路管理者又は都道府県及び	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。又は都道府県（以下「道路管理者等」と総称する	第十六条若しくは

	五	四	三	二		
第十九条の二第二	第十九条の二第三項、第五十四条の二第三項	第十九条の二第一項及び第四項	第十九条の二第一項	第十八条第一項		九号まで、第二十条第一項
共用管理施設関	「とあるのは」共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者	道路管理者及び	決定して	道路管理者」という	第十六条又は
共用管理施設関	「とあるのは」共用管理施設関係道路管理者等である道路管	共用管理施設関係道路管理者等」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者等である道路管	道路管理者又は都道府県及び	決定し、道路管理者は	道路管理者」という。又は都道府県（以下「道路管理者等」と総称する	第十六条若しくは

	八	七	六	
第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九	第二十條第三項及び第四項、第五十五條第三項	第二十條第三項	五項	
道路管理者	道路管理者又は	道路管理者と	共用管理施設関係道路管理者は	係道路管理者の
道路管理者等	道路管理者若しくは都道府県又は	道路管理者又は都道府県と	共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は	の係道路管理者等

	八	七	六	
第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九	第二十條第三項及び第四項、第五十五條第三項	第二十條第三項	五項	
道路管理者	道路管理者又は	道路管理者と	共用管理施設関係道路管理者は	係道路管理者の
道路管理者等	道路管理者若しくは都道府県又は	道路管理者又は都道府県と	共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は	の係道路管理者等

条の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第三十條第二項、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第六條第一項及び第七條第三項、第四十七條の二第二項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二、第四十八條の三第一項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十四第六項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項

条の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第三十條第二項、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第六條第一項及び第七條第三項、第四十七條の二第二項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二、第四十八條の三第一項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十四第六項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項

十四	十三	十二	十一
<p>第四十七條の二 第二項</p>	<p>第三十九條の二 第六項</p>	<p>第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項</p>	<p>項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第三十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の二 十九の六第一項 及び第三項、第 四十八條の三十 八第一項及び第 三項</p>
<p>道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項</p>	<p>道路管理者（</p>	<p>道路管理者は</p>	
<p>第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項</p>	<p>道路管理者等（</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>道路管理者等が</p>

十四	十三	十二	十一
<p>第四十七條の二 第二項</p>	<p>第三十九條の二 第六項</p>	<p>第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項</p>	<p>項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第三十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の三 十八第一項及び 第三項</p>
<p>道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき（国 土交通省令で定 める場合を除く 。）は、同項</p>	<p>道路管理者（</p>	<p>道路管理者は</p>	
<p>第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項</p>	<p>道路管理者等（</p>	<p>道路管理者等は</p>	<p>道路管理者等が</p>

	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七		十六	十五
第七十五条第二	第七十五条第一項第二号、第二項第二号、第四項及び第五項、第七十六条第一項	第七十五条第一項	第五十五条第一項及び第四項	第四十八条の四十五	第四十八条の十四第一項	第四十七条の五第一項		第四十七条の二第三項	第四十七条の二第二項及び第三項
都道府県道及び	道路管理者	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者	特定道路管理者	道路管理者は、	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、第四十六条第一項	の道路管理者
、都道府県道に	都道府県	都道府県	道路管理者若しくは都道府県	特定道路管理者又は都道府県	道路管理者等は、道路管理者が	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六条第一項	の道路管理者又は都道府県

	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七		十六	十五
第七十五条第二	第七十五条第一項第二号、第二項第二号、第四項及び第五項、第七十六条第一項	第七十五条第一項	第五十五条第一項及び第四項	第四十八条の四十五	第四十八条の十四第一項	第四十七条の五第一項		第四十七条の二第三項	第四十七条の二第二項及び第三項
都道府県道及び	道路管理者	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者	特定道路管理者	道路管理者は、	、道路管理者	場合においては	道路管理者は、第四十六条第一項	の道路管理者
、都道府県道に	都道府県	都道府県	道路管理者若しくは都道府県	特定道路管理者又は都道府県	道路管理者等は、道路管理者が	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六条第一項	の道路管理者又は都道府県

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
第七十六条第一項	第七十五条第五項	第七十五条第三項	第七十五条第二項第二号	項
次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては、市町村である場合にあつては都道府県知事	国土交通大臣又は都道府県知事は、要求若しくは勧告	当該道路の道路管理者	国土交通大臣若しくは都道府県知事がするときは、(都道府県知事がするときは、勧告)	指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号の各号に掲げる場合においては、当該道路の道路管理者
第一号から第三号までに掲げる事項を国土交通大臣	国土交通大臣	都道府県	国土交通大臣	関し、次の各号に掲げる場合においては、都道府県

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三
第七十六条第一項	第七十五条第五項	第七十五条第三項	第七十五条第二項第二号	項
次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては、市町村である場合にあつては都道府県知事	国土交通大臣又は都道府県知事は、要求若しくは勧告	当該道路の道路管理者	国土交通大臣若しくは都道府県知事がするときは、(都道府県知事がするときは、勧告)	指定市の市道に 関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に 関し、次の各号の各号に掲げる場合においては、当該道路の道路管理者
第一号から第三号までに掲げる事項を国土交通大臣	国土交通大臣	都道府県	国土交通大臣	関し、次の各号に掲げる場合においては、都道府県

一				項	8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。	二	第二項
第十三条第四項				読み替える規定			
関係都道府県	都道府県の	旧 修繕又は災害復	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	読み替えられる 字句		にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管	指定市以外の市町村の	修繕	第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	読み替える字句			

一				項	8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。	二	第二項
第十三条第四項				読み替える規定			
関係都道府県	都道府県の	旧 修繕又は災害復	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	読み替えられる 字句		にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管	指定市以外の市町村の	修繕	第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	読み替える字句			

五]	四	三	二	
第四十八條の二、第十九の六第一項	第四十七條の二第二項及び第三項	第四十七條の二第二項	第四十三條の二、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第七十二條の二第二項	道路管理者
道路管理者は、	の道路管理者	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	道路管理者等	理を行う市をいう。）
道路管理者は、道路管理者等が	の道路管理者又は指定市以外の市町村	第四十八條の二第二項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進改築等を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項	道路管理者等	理を行う市をいう。）

（新設）	四	三	二	
（新設）	第四十七條の二第二項及び第三項	第四十七條の二第二項	第四十三條の二、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第七十二條の二第二項	道路管理者
（新設）	の道路管理者	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	道路管理者等	理を行う市をいう。）
（新設）	の道路管理者又は指定市以外の市町村	第四十八條の二第二項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進改築等を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項	道路管理者等	理を行う市をいう。）

九	八	七	六		
第六十四條第一項	第五十條第一項	第五十條第一項及び第六項、第五十三條第二項	第四十九條		及び第三項
は、道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	停留料金を並びに	新設又は改築を	当該道路の道路管理者	道路の管理に関する	
並びに第三十九條の規定に基づく占用料で、第四十八條の第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市	停留料金を、	改築を	指定市以外の市町村	第四十八條の十二第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する	第四十八條の十二第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する
八	七	六	五		
第六十四條第一項	第五十條第一項	第五十條第一項及び第六項、第五十三條第二項	第四十九條		
は、道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	停留料金を並びに	新設又は改築を	当該道路の道路管理者	道路の管理に関する	
並びに第三十九條の規定に基づく占用料で、第四十八條の第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市	停留料金を、	改築を	指定市以外の市町村	第四十八條の十二第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する	第四十八條の十二第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する

十	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	町村	改築をしようとする指定市以外の市町村
---	-------	----------------------------------	----	--------------------

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第四十一条第二項第九号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 第十八 (略)

十九 法第四十四条の三第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の三第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の三第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の三第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の三第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)

九	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	町村	改築をしようとする指定市以外の市町村
---	-------	----------------------------------	----	--------------------

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第四十一条第二項第八号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 第十八 (略)

十九 法第四十四条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)

む。) の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十九 (略)

三十 法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十一 法第四十八条の二十九の四の規定により道路標識を設けること。

三十二 法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結し、及び道路外災害応急対策施設を管理すること。

三十三・三十四 (略)

三十五 法第四十八条の四十五 (法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定により自動車駐車場等運営権者と協議 (当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認 (道路に関する工事の施行に係るものに限る。) 又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。) をすること。

三十六・五十 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項 (第一号又は第三号に係る部分に限る。) の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限 (第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。) は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号 (法第三十九条の二第一項 (法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十五号及び第四十六号に掲げる権限

二・四 (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車

む。) の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三十・三十一 (略)

三十二 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議 (当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認 (道路に関する工事の施行に係るものに限る。) 又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。) をすること。

三十三・四十七 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項 (第一号又は第三号に係る部分に限る。) の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限 (第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。) は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号 (法第三十九条の二第一項 (法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号に掲げる権限

二・四 (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車

料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六〇九（略）

十 法第四十八条の四十五（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

一〇一〇十八（略）

十九 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議をすること。

二〇一〇二十九（略）

二 2

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示された国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、第四

料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六〇九（略）

十 法第四十八条の四十五の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

一〇一〇十八（略）

十九 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議をすること。

二〇一〇二十九（略）

二 2

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示された国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、第四

条第一項第一号及び第三号から第五十号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号から第四十一号まで、第四十三号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号までに掲げる権限
二 四 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持又は工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持又は工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の五 (略)

2 (略)

3 都道府県が代行する権限は、第二条の二第一項の規定により公示された維持等の開始の日から同条第二項の規定により公示された当該維持等の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号から第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限
二 四 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持又は工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持又は工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の五 (略)

2 (略)

3 都道府県が代行する権限は、第二条の二第一項の規定により公示された維持等の開始の日から同条第二項の規定により公示された当該維持等の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一・二 (略)

三 法第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

四 法第四十四条の二第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。

五 法第四十七条の八第二項、第四十八条の二十九の六第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

六・七 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十五号まで、第三十八号から第四十一号まで、第四十三号、第四十四号及び第四十八号から第五十号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき、法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一・二 (略)

三 法第四十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

(新設)

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五・六 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）

四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十四号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

四 法第四十八条の四十五（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

五・六 (略)

2 (略)

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第四十八条の二十二第

）の規定により協議し、又は通知すること。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 (略)

三 法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

四 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

五・六 (略)

2 (略)

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第四十八条の二十二第

二項の規定に基づき公示された歩行者利便増進改築等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該歩行者利便増進改築等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

2 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十二條の二、第四十七條の八第一項又は第四十八條の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二 法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

三 法第四十八條の四十六第一項の規定により指定し、又は法第四十八條の四十八第三項の規定により指定を取消すこと。

4 | 3 (略) 指定市以外の市町村は、法第四十八條の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、

あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 第二項各号に掲げる権限
二 法第四十八條の二十九の五第一項の規定により協定を締結すること。

5 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 四 (略)

二項の規定に基づき公示された歩行者利便増進改築等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該歩行者利便増進改築等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定

二 法第四十八條の十九第二項 法第四十八條の三十七第一項の規定による協定

2 | 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項又は第四十八條の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の三十七第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の四十六第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の四十八第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 (新設) (略)

4 | 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 四 (略)

五 法第四十七条の八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六 (略)

七 法第四十八条の四十五(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により自動車駐車場等運営権者と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

八・九 (略)

6| (略)

7| 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第五項各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

8| 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

9| 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第五項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二 法第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 (略)

10| 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号(法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。)、第十二号(法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第九号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六 (略)

七 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

八・九 (略)

5| (略)

6| 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四項各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

7| 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第四項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

8| 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二 法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 (略)

9| 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号(法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。)、第十二号(法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第四項第二号から第九号まで及び第五項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理

なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11| (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四〇十三 (略)

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設(都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。)その他これらに類する施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。)の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

(災害応急対策に資する工作物又は施設)

第十六条の三 法第三十二条第二項第四号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であつて、災害時において住民その他の者(次号及び第三十五条の七において「住民等」という。)に対する災害情報の伝達のに供することができるもの

二 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの

イ ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

ロ 貯水槽その他これに類する施設

ハ 第七条第二号又は第八号に掲げる工作物又は施設

三 第七条第十四号に掲げる施設

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第五号の政令で定める工作物又は施設

者に通知しなければならない。

10| (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四〇十三 (略)

(新設)

(新設)

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第四号の政令で定める工作物又は施設

設は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示事項)

第十九条の五 法第四十四条の三第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示の方法)

第十九条の六 法第四十四条の三第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一〇二 (略)

2 (略)

(違法放置等物件の価額の評価の方法)

第十九条の七 法第四十四条の三第四項の規定による違法放置等物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置等物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置等物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、違法放置等物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した違法放置等物件を売却する場合の手続)

第十九条の八 法第四十四条の三第四項の規定による保管した違法放置等物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

一〇三 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第三十九号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

設は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示事項)

第十九条の五 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(違法放置等物件を保管した場合の公示の方法)

第十九条の六 法第四十四条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一〇二 (略)

2 (略)

(違法放置等物件の価額の評価の方法)

第十九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置等物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置等物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置等物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、違法放置等物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した違法放置等物件を売却する場合の手続)

第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放置等物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

一〇三 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第三十六号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項（法第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）、法第四十四条の三第七項及び第五十八条から第六十二条まで並びに地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金並びに法第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金を徴収する権限を行う。

2 6 (略)

(指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準)

第三十五条の三 法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、道路の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊その他の道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。
- 二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(道路外災害応急対策施設)

第三十五条の七 法第四十八条の二十九の五第一項の政令で定める

工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの

二 ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等の支援に係る物資（次号において「支援物資」という。）の供給の用に供することができるもの

四 事務所、店舗、広場、公園その他これらに類する施設であつ

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項（法第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）、法第四十四条の二第七項及び第五十八条から第六十二条まで並びに地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金並びに法第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金を徴収する権限を行う。

2 6 (略)

(指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準)

第三十五条の三 法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。
- 二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(新設)

て、災害時において住民等若しくは災害応急対策に従事する者の利用又は支援物資の保管の用に供することができるもの

第三十五条の八・第三十五条の九 (略)

(停留料金を徴収することができない車両)

第三十五条の十 法第四十八条の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五条の八に規定する車両とする。

第三十五条の十一 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇四 (略)

五 法第四十八条の二十九の二第一項の規定により防災拠点自動車駐車を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

六〇十五 (略)

十六 第三十五条の八の規定により道路管理者の許可を要しない車両を定めること。

十七 (略)

3 (略)

別表 (第十九条関係)

占有物件	占有料	所在地

第三十五条の七・第三十五条の八 (略)

(停留料金を徴収することができない車両)

第三十五条の九 法第四十八条の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五条の七に規定する車両とする。

第三十五条の十 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のもは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇四 (略)

(新設)

五〇十四 (略)

十五 第三十五条の七の規定により道路管理者の許可を要しない車両を定めること。

十六 (略)

3 (略)

別表 (第十九条関係)

占有物件	占有料	所在地

建築物	第七号 第七條に掲げる施設					の上空に設けるもの	トンネルの上の地下（地下トンネル）を除く。に設けるもの	（略）	（略）
	その他のもの	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	階数が				
	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	単位
一を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第一
四を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第二
六を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第三
九を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第四
三を	○二 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第五

建築物	第七号 第七條に掲げる施設					の上空に設けるもの	トンネルの上の地下（地下トンネル）を除く。に設けるもの	（略）	（略）
	その他のもの	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	階数が				
	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	単位
一を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第一
四を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第二
六を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第三
九を	○一 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第四
三を	○二 ○ Aに	Aに○・○一を乗じて得た額	Aに○・○〇八を乗じて得た額	Aに○・○〇〇五を乗じて得た額	Aに○・○二二三を乗じて得た額	た額	（略）	（略）	級地 第五

第七條第十二号に掲げ	建築物 の	上空に設けるもの	第七條第十一号に掲げる急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	建築物	第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐	その他のもの	第七條第九号に掲げる施設	その他のもの

年つき
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	一を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇・	Aに	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	四を	〇一	〇・	Aに	額	得た	じて	を乗	〇一	〇・	Aに		額	得た	じて	を乗	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇・	Aに		た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	九を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇・	Aに		た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	三を	〇二	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに		た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ

第七條第十二号に掲げ	建築物 の	上空に設けるもの	第七條第十一号に掲げる急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	建築物	第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐	その他のもの	第七條第九号に掲げる施設	その他のもの

年つき
トルに
方メー
積一平
占用面

Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	一を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇・	Aに	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	て得	乗じ	八を	〇〇	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	四を	〇一	〇・	Aに	額	得た	じて	を乗	〇一	〇・	Aに		額	得た	じて	を乗	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇・	Aに		た額	て得	乗じ	二を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	九を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇・	Aに		た額	て得	乗じ	三を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ
			た額	て得	乗じ	三を	〇二	〇・	Aに	た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに		た額	て得	乗じ	六を	〇一	〇・	Aに	た額	て得	乗じ

備考 (略)	第七條第十四号に掲げる施設	第七條第十三号に掲げる施設					る器具			
		その他のもの	の	上空に設けるもの	架のものに限る	車専用道路(高)		道若しくは自動車	は高速自動車国	トンネルの上又
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	た	て	乗	一	〇	〇	A	
			額	得	じ	を	一	〇	〇	に
			た	て	乗	四	〇	〇	A	
			額	得	じ	を	一	〇	〇	に
			た	て	乗	六	〇	〇	A	
額	得	じ	を	一	〇	〇	に			
た	て	乗	九	〇	〇	A				
額	得	じ	を	一	〇	〇	に			
た	て	乗	三	〇	〇	A				
額	得	じ	を	二	〇	〇	に			
備考 (略)	(新設)	第七條第十三号に掲げる施設					る器具			
		その他のもの	の	上空に設けるもの	架のものに限る	車専用道路(高)		道若しくは自動車	は高速自動車国	トンネルの上又
(新設)	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	た	て	乗	一	〇	〇	A	
			額	得	じ	を	一	〇	〇	に
			た	て	乗	四	〇	〇	A	
			額	得	じ	を	一	〇	〇	に
			た	て	乗	六	〇	〇	A	
額	得	じ	を	一	〇	〇	に			
た	て	乗	九	〇	〇	A				
額	得	じ	を	一	〇	〇	に			
た	て	乗	三	〇	〇	A				
額	得	じ	を	二	〇	〇	に			

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行					
項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句				
	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="98 683 271 884">機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）</td> <td data-bbox="271 683 395 884">次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 884 271 1099">地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）</td> <td data-bbox="271 884 395 1099">地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）</td> </tr> </table>	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句
機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句						
地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）						
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。</p>						
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="98 1547 271 2040">機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に</td> <td data-bbox="271 1547 395 2040">次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 1771 271 2040">地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に</td> <td data-bbox="271 1771 395 2040">地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に</td> </tr> </table>	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句						
地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理に						
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句				
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句				
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句				

		一	二	
		第二十条第二項第二号	第二十条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項
		第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）
決定して	決定し、第十	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	会社	の管理について適用する場合
決定し、第十	決定し、第十	地方道路公社	地方道路公社	の管理について適用する場合

		第二十条第二項第二号	第二十条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項
		第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）
決定して	決定し、第十二	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）	会社	の管理について適用する場合
決定し、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条又は第十六条又は	決定し、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条又は第十六条又は	地方道路公社	地方道路公社	の管理について適用する場合

七	六	五
第十九条の二第三項	第十九条の二第二項	
国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	
関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限り）」	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	社管理高速道路であるときは、当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。
関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限り）」	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは当該他の地方道路公社。

第十九条の二第二項	第十九条の二第五項	第十九条の二第三項	第十九条の二第二項
当該道路の道路管理者	共用管理施設関係道路管理者は	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社（他の工作物の管理者が当該会社である）	当該道路の道路管理者は	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限り）」	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣
地方道路公社	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限り）」	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣

十	九	八		第二十條第一項	第十九條の二第五項								
国土交通大臣以外 の道路管理者 管理 者	国土交通大臣以外 の道路管理者 管理 者	当該道路の道路 管理 者	共用管理施設開 係道路管理者は	そのいずれかが 国又は都道府県 であるときは国 土交通大臣及び 当該他の工作物 に関する主務大 臣に、その他の ときは都道府県	当該道路の道路 管理 者	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構（以下 「機構」とい う。）又は会 社（他の工作 物の管理者が 当該会社であ るときは、機 構。以下この 条において同 じ。）	当該道路の道 路管理者及び 当該他の道路 の道路管理者 は	国土交通大臣 及び当該他の 工作物に関す る主務大臣	機構又は会社 機構若しくは 会社	地方道路公社	当該道路の道 路管理者及び 当該他の道路 の道路管理者 は	）は	）は
国土交通大臣 及び当該他の 工作物に関す る主務大臣	地方道路公社	地方道路公社	）は										

第二十條第三項			
国土交通大臣以外 の道路管理者 管理 者	当該道路の道路管 理 者	国土交通大臣以外 の道路管理者 管理 者	
そのいずれかが 国又は都道府県 であるときは国 土交通大臣及び 当該他の工作物 に関する主務大 臣に、その他の ときは都道府県 知事（他の工作物 に関する主務大臣 の事務を分掌する 地方支分部局の長 があるときは、都 道府県知事及び当 該支分部局の長。 以下この条並びに 第五十五條第三項 及び第四項におい て同じ。）	国土交通大臣及 び当該他の工作 物に関する主務 大臣	独立行政法人日 本高速道路保有 ・債務返済機構 又は会社	るときは、独立 行政法人日本高 速道路保有・債 務返済機構。以 下この条におい て同じ。）
国土交通大臣及 び当該他の工作 物に関する主務 大臣	地方道路公社	地方道路公社	

	十二		十三		十四		十五	
	第二十条第五項	第二十条第二項の二	第二十条第六項	第二十一条	第二十一条	第二十一条	第二十一条	
	第二項の規定による国土交通大臣と当該の工物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項若しくは都道府県知事が裁定		道路管理者と	道路管理者	道路管理者と	道路管理者	道路管理者	
	前二項		機構又は会社	機構又は会社	機構又は会社	機構	機構	
	前二項		地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	

	第二十条第六項	第二十一条	第二十一条	第二十一条	第二十一条	第二十一条	第二十一条	第二十一条
	道路管理者と	協議	道路管理者は	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
	本高速道路保有・債務返済機構又は会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
	地方道路公社と	地方道路公社が協議	地方道路公社は	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社

第三項まで及び第五項、第三十三、条第一項、第三十四、条から第三十六、条まで、第三十九、条の二第一項、第三十九、条の三第一項、第三十九、条の四第一項から第三十九、条の六第一項まで、第三十九、条の七第二項、第三十九、条の九、第四十、条第二項、第四十三、条の二、第四十四、条第四項から第四十七、条まで、第四十四、条の二第三項及び第五項及び第六項、

<p>条第二項、第九十二、条第四項</p>	<p>第二十四、条</p>	<p>第三十一、条第二項</p>	<p>第三十一、条第三項</p>	<p>第三十二、条第一項</p>
	<p>道路管理者の</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>当該道路の道路管理者又は</p>	<p>道路管理者</p>
	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の</p>	<p>会社</p>	<p>会社又は</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）</p>
	<p>地方道路公社の</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>地方道路公社又は</p>	<p>地方道路公社</p>

第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十二、第四十八條の二十九の三、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の五十六、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一條

第三十二條第二項、第三十二條第三項及び第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條、第四十四條から第七項まで、第四十六條、第四

道路管理者

機構

地方道路公社

十九	十八	十七	
<p>第四項、第九十二條、第九十一條第二項、第九十一條第四項、第三十七條第一項、第四十二條第一項、第三十八條、第二十三條第一項、第三十八條、第二十四條</p>	<p>第二十二條の二、第二十四條</p>	<p>第二十二條の二</p>	<p>第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第八十七條第一項、第九十一條第三項、第九十六條第五項</p>
	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者は</p>	
	<p>会社</p>	<p>会社は</p>	
	<p>地方道路公社</p>	<p>は地方道路公社</p>	

十七條第三項、第四十七條の二第七項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項、第八十七條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十二、第四十八條の十三、第四十八條の五、第六十條第一項、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十

三十七		三十五	第九十一条 第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	、第二十六号、第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	、第二十六号、第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
	第九十五条の二第二項	三十六	第九十三条	当該道路管理者	当該会社	当該地方道路公社
	第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項					
設け、						
設け、又は						
設け、又は						

	第九十三条	第九十五条の二第二項	第九十三条	当該道路管理者	第四十八条の二第二項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項	第四十五条第一項	第四十五条第一項	第九十三条
				当該道路管理者	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする	設け、	設け、又は	設け、又は
				当該会社	制限しようとする	設け、又は	設け、又は	当該地方道路公社
				当該地方道路公社	制限しようとする	設け、又は	設け、又は	当該地方道路公社

項	二	一	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。					
	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者		第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者 道路管理者	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする 制限しようとする 制限しようとする			
			読み替える規定 第二十条第二項第二号	読み替えられる字句 第十八条第一項に規定する道路管理者	読み替える字句 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下「有料道路管理者」という。）	読み替える規定 第二十条第二項第二号	読み替えられる字句 第十八条第一項に規定する道路管理者	読み替える字句 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）

項	二	一	2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。					
	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條	第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者		第二十条第二項第五号及び第七号から第九号まで 第十八条第一項に規定する道路管理者 道路管理者	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする 制限しようとする 制限しようとする			
			読み替える規定 第二十条第二項第二号	読み替えられる字句 第十八条第一項に規定する道路管理者	読み替える字句 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）	読み替える規定 第二十条第二項第二号	読み替えられる字句 第十八条第一項に規定する道路管理者	読み替える字句 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）

の三、第二十八
条第一項及び第
三項、第三十一
条の二第二項及
び第三項、第三
十二条、第二十
三条第一項、第
二項第三号、第
三項及び第四項
、第三十四条か
ら第三十九条ま
で、第三十九条
の二第一項及び
第五項から第七
項まで、第三十
九条の三第一項
及び第三項、第
三十九条の四、
第三十九条の五
、第三十九条の
六第一項から第
三項まで、第三
十九条の七第二
項及び第四項、
第三十九条の九
、第四十条第二
項、第四十一条
、第四十二条第
一項、第四十三
条の二、第四十
四条第一項、第
二項及び第四項
から第七項まで
、第四十四条の
二第一項から第
三項まで、第五

二第三項、第
二十四条の三
、第二十八条
第一項及び第
三項、第三十
一条の二第二
項及び第三項
、第三十二条
、第三十三条
第一項、第二
項第三号、第
三項及び第四
項、第三十四
条から第三十
九条まで、第
三十九条の二
第一項及び第
五項から第七
項まで、第三
十九条の三第
一項及び第三
項、第三十九
条の四、第三
十九条の五、
第三十九条の
六第一項から
第三項まで、
第三十九条の
七第二項及び
第四項、第三
十九条の九、
第四十条第二
項、第四十一
条、第四十二
条第一項、第
四十三条の二

項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第二項及び第五項、第

、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八

四十八条の二十
三第一項、第五
項及び第六項、
第四十八条の二
十四第一項及び
第三項、第二十
八条の二十五、
第四十八条の二
十六、第四十八
条の二十七第一
項及び第二項、
第四十八条の二
十八第二項、第
四十八条の二十
九、第四十八条
の二十九の三、
第四十八条の二
十九の四、第四
十八条の二十九
の五第一項、第
四十八条の二十
九の六第一項か
ら第三項まで、
第四十八条の三
十、第四十八条
の三十二から第
四十八条の三十
四まで、第四十
八条の三十五第
一項、第四十八
条の三十六、第
四十八条の三十
七第一項、第四
十八条の三十八
第一項から第三
項まで、第四十

条の九、第四
十八条の十、
第四十八条の
十一第二項、
第四十八条の
十二、第二十
八条の第二十
一項、第二十
八条の第二十
一項及び第二項、
第四十八条の
二十三第一項
、第五項及び
第六項、第四
十八条の二十
四第一項及び
第三項、第四
十八条の二十
五、第四十八
条の二十六、
第四十八条の
二十七第一項
及び第二項、
第四十八条の
二十八第二項
、第四十八条
の二十九、第
四十八条の三
十、第四十八
条の三十二か
ら第四十八条
の三十四まで
、第四十八条
の三十五第一
項、第四十八
条の三十六、
第四十八条の

六	五	四	
第二十条第四項	第二十条第三項、第三十一条第二項	第十九条の二第二項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第三十一条の二第二項、第四十九項、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条	三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第二百三条第二号、第五号及び第六号、第四百四条第一号、第三号及び第四号、第二百五条、第六百六条第一号
指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他	国土交通大臣以外の道路管理者	当該道路の道路管理者	
有料道路管理者	有料道路管理者	有料道路管理者	

第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第三十一条の二第一項、第四	第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条の二第一項、第四十九項、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条	項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七條第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第二百三条第二号、第五号及び第六号、第七百四条第一号、第三号及び第四号、第七百五条、第七百六条第一号
当該道路の道路管理者		
有料道路管理者	有料道路管理者	

九]	八]	七]	
<p>第二十四條の二 第一項</p> <p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつて は、国。第三項（第 四十八條の三十五第 三項において準用す る場合を含む。）、 第三十九條第一項、 第四十四條第五項及 び第七項、第四十四 條の三第八項、第四 十八條の七第一項、 第四十八條の三十五 第一項、第四十九條 第一項、第五十八條 第一項、第五十九條 第三項、第六十一條 第一項、第六十四條 第一項、第六十九條 第一項、第七十條第 一項、第七十二條第 一項及び第七十三 條第一項から第三項 まで、第八十五條第 三項並びに第九十一</p>	<p>第二十條第六項</p> <p>道路管理者と</p>	<p>第二十條第五項</p> <p>第二項の規定による 国土交通大臣と当該 他の工作物に関する 主務大臣との協議が 成立した場合又は前 二項</p> <p>の道路にあつては道 路管理者</p>	<p>前二項</p> <p>有料道路管理者と</p> <p>有料道路管理者は、 有料道路管理者であ る地方公共団体の条 例</p>

<p>第二十四條の 二第一項</p>	<p>第二十條第六 項</p>	<p>第二十條第五 項</p>	<p>第二十條第四 項</p>	<p>第二十條第三 項、第三十一 條第二項</p>	<p>十九條、第五 十五條第三項 、第七十五條 第二項及び第 三項、第九十 三條</p>
<p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつては、国。 第三項（第四十八條の三 十五第三項において準用 する場合を含む。）、第 三十九條第一項、第四十 四條第五項及び第七項、 第四十四條の二第八項、 第四十八條の七第一項、 第四十八條の三十五第一</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>第二項の規定による国土 交通大臣と当該他の工作 物に関する主務大臣との 協議が成立した場合又は 前二項</p>	<p>指定区間外の国道にあつ ては道路管理者である都 道府県の議会に諮問し、 その他の道路にあつては 道路管理者</p>	<p>国土交通大臣以外の道路 管理者</p>	
<p>有料道路管理者は、有料道 路管理者である地方公共団 体の条例</p>	<p>有料道路管理者と</p>	<p>前二項</p>	<p>有料道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>	

	十三	十二	十一	十	
第三十九條の七 第四項	第三十九條第二項	第三十九條第二項、第三十九條の二第五項、第四十四條第一項、第四十八條の七第二項、第四十八條の三十五第一項、第六十一條第二項、第七十三條第二項	第三十一條の二第一項	第三十一條第三項	
同項の条例（指定区 間内の国道にあつて は、同項の政令）	但し、条例で定める 場合においては		指定区間外の国道、 都道府県道又は市町 村道	指定区間外の国道に あつては当該道路管 理者である都道府県 の議会に諮問し、そ の他の道路にあつて は当該道路管理者	条第三項において同 じ。）は、道路管理 者である地方公共団 体の条例（指定区間 内の国道にあつては 、政令）
同項の条例	この場合において	条例（指定区間内の 国道にあつては、政 令）	道路整備特別措置法 第十八條第二項の規 定による届出に係る 道路	当該有料道路管理者	

第三十一條第 三項	第三十一條の 二第一項	第三十九條第 二項、第三十 九條の二第五 項、第四十四 條第一項、第 四十八條の七 第二項、第四 十八條の三十 五第一項、第 六十一條、第 七十三條第二 項	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者	指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道	条例（指定区間内の国道にあつては、政令）	同項の条例	道路整備特別措置法第十八條第二項の規定による届出に係る道路	当該有料道路管理者	項、第四十九條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十四條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第八十五條第三項並びに第九十一條第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）
--------------	----------------	---	---	----------------------	----------------------	-------	-------------------------------	-----------	---

二十七	第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項	道路管理者の	都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に	有料道路管理者の	第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
二十八	第八十五条第二項	都道府県道又は市町村道の道路管理者	都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路の有料道路管理者	道路の有料道路管理者	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に
二十九	第八十五条第三項	道路の付属物の新設又は改築に	道路の付属物の新設又は改築に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に	有料道路管理者	道路の付属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応

第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項	道路管理者の	都道府県道又は市町村道に	都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に	有料道路管理者の	第十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
第八十五条第二項	都道府県道又は市町村道の道路管理者	都道府県道又は市町村道の道路管理者	都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路の付属物の新設又は改築に	道路の付属物の新設又は改築に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に
第九十一条第一項	道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における	道路管理者	道路管理者	道路の付属物の新設又は改築に	道路の付属物の新設又は改築に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の付属物の新設又は改築に

三十二	第九十六条第二項	道路管理者がした	当該道路管理者がした	(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え) 第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四
		道路管理者がした	当該道路管理者がした	
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	じて負担し、その他の場合においては、道路管理者 道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。) 当該道路管理者 当該有料道路管理者 当該有料道路管理者
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	

三十二	第九十六条第二項	道路管理者がした	当該道路管理者がした	(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え) 第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路
		道路管理者がした	当該道路管理者がした	
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。) 当該道路管理者 当該有料道路管理者 当該有料道路管理者 当該道路管理者がした 当該有料道路管理者である 都道府県又は市町村の長 当該道路管理者がした
三十一	第九十三条	都道府県又は市町村である道路管理者	当該道路管理者	

十五條の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七條の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一條第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五條の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七條の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一條第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五條の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

三	二	一	項
第十九條の二 第一項	第二條第二項 第五号、第七 号及び第八号	第二號	読み替える道 路法の規定
当該他の道 路の道路管 理者	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	読み替えら れる字句
国土交通大 臣	国土交通大 臣	国土交通大 臣	高速自動車 国道法第二 十五條の規 定により読 み替えた字 句
会社	会社	道路整備特別措 置法（昭和三十 一年法律第七号 ）第二條第四項 に規定する会社 （以下「会社」 という。）	読み替える字句

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二號	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	国土交通大臣	道路整備特別措 置法（昭和三十 一年法律第七 号）第二條第四項に規 定する会社（以下単に 「会社」という。）
第二條第二項 第五号、第七 号及び第八号	第十八條第 一項に規定 する道路管 理者	国土交通大臣	会社
第十九條の二 第一項	當該他の道 路の道路管 理者	国土交通大臣	会社
第二十一條、	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速

四

第二十一条、
第二十二條第
一項、第三十
二條第一項か
ら第三項まで
及び第五項、
第三十三條第
一項、第三十
四條から第三
十六條まで、
第三十九條の
三第一項、第
三十九條の四
第一項から第
三項まで及び
第五項、第三
十九條の五第
一項、第三十
九條の六第一
項から第三項
まで、第三十
九條の七第二
項、第三十九
條の九、第四
十條第二項、
第四十三條の
二、第四十四
條第四項及び
第六項、第四
十四條の二第
三項、第五項
及び第六項、
第四十六條、
第四十七條第
三項、第二十

道路管理者

国土交通大臣

機構

第二十二條第 一項	第二十二條の 二	第二十二條の 二、第二十四 條	第二十三條第 一項、第三十 八條第一項、 第四十二條第 一項、第七十 條第三項及び 第四項、第九 十一條第二項 、第九十二條 第四項	第二十四條	第三十二條第 一項	第三十二條第 三項、第三十 二項、第三項 及び第五項、 第三十三條第 一項、第三十
	は	道路管理者 以外	道路管理者	道路管理者 の	道路管理者	道路管理者
	は	国土交通大臣 以外	国土交通大臣	国土交通大臣 の	国土交通大臣	国土交通大臣
道路保有・債務返済機 構	会社は	国土交通大臣、独立行 政法人日本高速道路保 有・債務返済機構及び 会社以外	会社	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機 構の	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機 構（以下「機構」とい う。）	機構

	六	五	
八条第一項、 第二十三條第 一項、第三十	第二十二條の 二、第二十四 條	第二十二條の 二	七条の二第一 項及び第五項 、第四十七條 の四、第四十 七条の七第一 項、第四十八 條第二項及び 第四項、第四 十八條の二十 九の三、第四 十八條の三十 二、第四十八 條の三十三、 第四十八條の 五十、第六十 六條第一項、 第六十八條、 第七十一條第 一項から第三 項まで及び第 五項、第七十 二條の二第一 項及び第二項 、第九十六條 第五項
道路管理者	道路管理者 以外	道路管理者 は	
国土交通大 臣	国土交通大 臣以外	国土交通大 臣は	
会社	国土交通大臣、 機構及び会社以 外	会社は	

四條から第三
十六條まで、
第三十九條の
三第一項、第
三十九條の四
第一項から第
三項まで及び
第五項、第三
十九條の五第
一項、第三十
九條の六第一
項から第三項
まで、第三十
九條の七第二
項、第三十九
條の九、第四
十條第二項、
第四十三條の
二、第四十四
條第四項及び
第六項、第四
十六條、第四
十七條第三項
、第四十七條
の二第一項及
び第五項、第
四十七條の四
、第四十七條
の七第一項、
第四十八條第
二項及び第四
項、第四十八
條の三十二、
第四十八條の
三十三、第四
十八條の五十

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
第三十九條の 四第四項	第三十九條の 二第六項	第三十九條の 二第一項	第三十九條の 二第一項、第 三十九條の四 第四項	第三十八條第 二項、第九十 三條	第三十八條第 二項、第七十 條第一項	第二十四條、 第九十一條第 一項	第四十二條第 一項、第七十 條第三項及び 第四項、第九 十一條第二項 、第九十二條 第四項
当該道路管 理者	道路管理者 (市町村で ある道路管 理者を除く 。)	道路管理者 の	道路管理者 は	当該道路管 理者	道路管理者 が	道路管理者 の	
国土交通大 臣	国土交通大 臣	国の	国土交通大 臣は	国土交通大 臣	国土交通大 臣が	国土交通大 臣の	
機構	機構	機構の	機構は	当該会社	会社が	機構の	

第三十九條の 四第四項	第三十九條の 二第六項	第三十九條の 二第一項	第三十九條の 二第一項、第 三十九條の四 第四項	第三十八條第 二項、第九十 三條	第三十八條第 二項、第七十 條第一項	第六十六條 第一項、第六 十八條、第七 十一條第一項 から第三項ま で及び第五項 、第七十二條 の二第一項及 び第二項、第 九十六條第五 項
当該道路管 理者	道路管理者 (市町村で ある道路管 理者を除く 。)	道路管理者 の	道路管理者 は	当該道路管 理者	道路管理者 が	
国土交通大臣	国土交通大臣	国の	国土交通大臣 は	国土交通大臣	国土交通大臣 が	
機構	機構	機構の	機構は	当該会社	会社が	

十九		十八	十七	十六	十五
	第四十七條の 二第二項	第四十五條第 一項、第四十 七條の五、第 四十七條の八 第一項、第四 十八條の二十 九の四	第四十四條の 三第一項から 第五項まで、 第六十七條の 二第二項から 第五項まで	第四十四條第 五項及び第七 項、第六十九 條第一項、第 七十二條第一 項及び第三項 、第九十一條 第三項	第四十一條
当該一の道 路の道路管	一の道路の 道路管理者 が行う	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
国土交通大 臣又は当該	国土交通大 臣又は一の 道路の道路 管理者が行 う	国土交通大 臣	国土交通大 臣	国	国土交通大 臣
の道路の道路管 機構又は当該一	機構又は一の道 路の道路管理者 が行う	機構及び会社	機構又は会社	機構	国土交通大臣、 機構及び会社

	第四十七條の 二第二項	第四十五條第 一項、第四十 七條の五、第 四十七條の八 第一項	第四十四條の 二第一項から 第五項まで、 第六十七條の 二第二項から 第五項まで	第四十四條第 五項及び第七 項、第六十九 條第一項、第 七十二條第一 項及び第三項 、第九十一條 第三項	第四十一條
当該一の道 路の道路管 理者	一の道路の 道路管理者 が行う	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
国土交通大 臣又は当該一 の道路の道路管 理者	国土交通大臣 又は一の道路 の道路管理者 が行う	国土交通大臣	国土交通大臣	国	国土交通大臣
機構又は当該一 の道路管理者	機構又は一の道 路管理者が行 う	機構及び会社	機構又は会社	機構	国土交通大臣、 機構及 び会社

二十五	二十四
第九十三条	
道路管理者	道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を 含む。以下 第九十六条 第九十六段 において同 じ。
国土交通大臣	
会社	

第九十三条	
道路管理者	第九十六条 第五項後段 において同 じ。
国土交通大臣	国土交通大臣
会社	機構の

改正案		現行	
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する 場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは 、次の表のとおりとする。</p>			
二	一	二	一
<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十三 条第一項、第二十四 条、第二十四条の三 、第二十八条第一項 及び第三項、第三十 二条、第三十三條第 一項、第三十四條か ら第三十七條まで、 第三十八條第一項、 第三十九條の二第七 項、第三十九條の三 第一項及び第三項、 第三十九條の四第一</p>	<p>第十九條の二第一項</p>	<p>第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条、第二十三条第一 項、第二十四条の三 、第二十四条の三、 第二十八條第一項 及び第三項、第三十 二条、第三十三條第 一項、第三十四條第 一項、第三十八條第 一項、第三十九條の 二第七項、第三十九 條の三第一項及び 第三項、第三十九條 の四第一項から第三 十九條の五、第三十 九條の六第一項か ら第三項まで、第三 十九條の七第二項 及び第四項、第三</p>	<p>第十九條の二第一項</p>
<p>道路管理者</p>	<p>前条及び第三十一 条</p>	<p>道路管理者</p>	<p>前条及び第三十一 条</p>
<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣</p>

項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一

三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八まで、第四十八条の五十、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項

	<p>項、第四十八條の二十九の六第一項及び第二項、第四十八條の三十、第四十八條の三十二から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項及び第二項、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の四十八まで、第四十八條の五十、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第一百三條第二号、第五号及び第六号、第一百四條第一号、第三号及び第四号、第一百五條、第一百六條第一号</p>

<p>第二十四條の二第一項</p>	<p>、第九十六條第五項、第一百三條第二号、第五号及び第六号、第一百四條第一号、第三号及び第四号、第一百五條、第一百六條第一号</p>
<p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつて は、国。第三項（第 四十八條の三十五第 三項において準用す る場合を含む。） 第三十九條第一項、 第四十四條第五項及 び第七項、第四十四 條の二第八項、第四 十八條の七第一項、 第四十八條の三十五 第一項、第四十九條 、第五十八條第一項 、第五十九條第三項 、第六十一條第一項 、第六十四條第一項 、第六十九條第一項 、第七十條第一項、 第七十二條第一項及</p>	<p>第十二條、第十三條 第三項、第十七條第 四項若しくは第六項 から第八項まで、第 十九條から第二十二 條の二まで、第四十 八條の十九第一項又 は第四十八條の二十 二第一項</p>
<p>国</p>	<p>第二十一條から第 二十二條の二まで 又は高速自動車国 道法第七條の二若 しくは第八條</p>

五	四
第二十四条の二第一項	第二十四条
道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十条の三第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで	第十二条、第十三条第三項、第十四条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項
国	第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条

第三十八条第二項、第三十条第一項	第三十八条第二項、第七十条第一項	第二十八条の二第一項	第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	
当該道路管理者	道路管理者が	道路(以下 二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)その他の	道路管理者	び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)
国土交通大臣	国土交通大臣が	国土交通大臣及び道路管理者は、	国	

八	七	六	
第三十八条第二項、	第二十八条の二第一項	第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）
道路管理者が	他の踏切道密接関連道路をいう。）その他	道路（以下	道路管理者
国土交通大臣が	二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三十九条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（以下	国
	国土交通大臣及び道路管理者は、		

				九条の四第四項、第九十三条
				第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の三十八第三項
				第三十九条の二第二項、第六十四条第一項
				第三十九条の二第六項
				第三十九条の七第四項
				第四十七条の二第二項
				道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）
				一の道路の道路管理者が行う
				当該一の道路の道路管理者
				道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）
				道路管理者の
				道路管理者は
				国土交通大臣は
				国土交通大臣
				国土交通大臣又は
				一の道路の道路管理者が行う
				国土交通大臣又は
				当該一の道路の道路管理者
				当該政令
				同項の政令
				国土交通大臣
				国の
				道路管理者

				九	十	十一	十二	十三	
第七十条第一項	第三十八条第二項、第三十九条の四第四項、第九十三条	第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八條の二十九の六第三項、第四十八條の三十八第三項	第三十九条の二第一項、第六十四条第一項	第三十九条の二第六項	第三十九条の七第四項	第四十七條の二第二項			
当該道路管理者	道路管理者は	道路管理者の	道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)	同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)	当該条例又は当該政令	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)			
国土交通大臣	国土交通大臣は	国の	国土交通大臣	同項の政令	当該政令	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき			

第四十七條の二第三項	他の道路の道路管理者	一の道路の道路管理者	道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)	第十八條第一項	道路管理者の	道路管理者は	道路管理者(以下「特定道路管理者」という。)	特定道路管理者	国土交通大臣	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七條の二第一項、第九十一条第一項	高速自動車国道法第七條第一項	関係地方整備局又は北海道開発局の	国は	第四十八條の三十五第一項	道路管理者は	道路管理者は	道路管理者(以下「特定道路管理者」という。)	特定道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣
第四十七條の二第二項、第四十八條の三十八第三項	関係地方整備局又は北海道開発局の	は北海道開発局の	は北海道開発局の	第四十八條の四十二第一項	道路管理者(以下「特定道路管理者」という。)	道路管理者(以下「特定道路管理者」という。)	道路管理者(以下「特定道路管理者」という。)	特定道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣
第四十八條の四十二第二項、第四十八條の四十四、第四十八條の四十五	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣	第四十八條の四十九	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣
第六十条	この法律	この法律及び高速自動車国道法	この法律及び高速自動車国道法	第六十四条第一項	割増金、第二十五条	割増金	割増金	割増金	割増金	割増金

	十四			十五		十六	十七	十八	
	一の道路の道路管 理者が行う	当該一の道路の道 路管理者	他の道路の道路管 理者	一の道路の道路管 理者	道路管理者(当該 許可に関する権限 を行う者が国土交 通大臣である場合 にあつては、国)	第十八条第一項	第四十七条の八第二 項、第四十八条の二 十九の六第三項、第 四十八条の三十八第 三項	第四十八条の三十五 第一項	第四十八條の四十二
	国土交通大臣又は 一の道路の道路管 理者が行う	国土交通大臣又は 当該一の道路の道 路管理者	他の道路の道路管 理者又は国土交通 大臣	国土交通大臣	国	高速自動車国道法 第七条第一項	関係地方整備局又 は北海道開発局の	国は	道路管理者(以下 国土交通大臣

第九十三條						第九十一条第一項	第八十七条第一項	第七十一条第五項	第七十条第一項	第六十四条第二項		
当該道路の道路管理	道路管理者の	道路管理者又は第十 三条第二項の規定に より指定区間の国 道の維持、修繕及び 災害復旧以外の管理 を行う都道府県若し くは指定市	同項の道路管理者	道路管理者又は	道路管理者又は	国土交通大臣及び道 路管理者	道路管理者(国土交 通大臣が自ら道路の 新設又は改築を行う 場合における国土交 通大臣を含む。以下 この条及び第九十六 条第五項後段におい て同じ。)	、第四十八条第四項 、第四十八条の十二 又は第四十八条の十 六	国又は	国は	国	の規定に基づく料金
国土交通大臣	国土交通大臣の		国	国又は	国は	国土交通大臣	国土交通大臣	又は第四十八條第 四項	国又は	国は	国	

二十六	第七十一条第五項	二十四	第六十四条第二項	二十三	第六十四条第一項	二十二	第六十条	二十一	第四十八条の四十九	二十	第四十八条の四十二 第二項、第四十八条 の四十四、第四十八 条の四十五	十九	第一項
	、第四十八条第四 項、第四十八条の 十二又は第四十八 四項	道路管理者又は 国又は	道路管理者は 国は	同項の道路管理者 国	道路管理者又は第 十三条第二項の規 定により指定区間 内の国道の維持、 修繕及び災害復旧 以外の管理を行う 都道府県若しくは 指定市	割増金、第二十五 条の規定に基づく 料金	この法律 自動車国道法	国土交通大臣又は 道路管理者	国土交通大臣		特定道路管理者	「特定道路管理者 」という。	

第九十六条第五項	第三十二条第一項若 しくは 又は第四十八条の五 第一項若しくは第三 項の規定	第三十二条第一項 又は の規定	者
第一百五十五条	、第四十八条第四項 、第四十八条の十二 若しくは第四十八条 の十六	若しくは第四十八 条第四項	

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜二十四の二（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十九の七、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項</p> <p>二十五の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十条</p> <p>二十六〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜二十四の二（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項</p> <p>（新設）</p> <p>二十六〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県が代わつて行う権限は、第二項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県が代わつて行う権限は、<u>第一項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条及び第四十二条に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>4 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、<u>あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>5 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、<u>第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）</u>又は<u>第四十三号</u>に掲げる権限を行つたときは、<u>遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</u></p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、<u>第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>4 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、<u>あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>5 道府県は、<u>法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、<u>第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）</u>、<u>第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）</u>又は<u>第四十号</u>に掲げる権限を行つたときは、<u>遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県が代わつて行う権限は、第二項前段の規定により告示された工事の開始の日から同項後段の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第五項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第四項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第九号までに係る部分、同項第十二号に規定する入札占用指針の策定に係る部分、同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十五号及び第三十六号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）</u>、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、<u>第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号及び第三十四号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、<u>第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号及び第三十四号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第四十三号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、<u>第十五号、第十八号、第二十一号</u>に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、<u>法第十八条第四項の規定に基づき公告された特定公共施設工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告された当該特定公共施設工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。</u>ただし、次に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第四十一号及</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第九号までに係る部分、同項第十二号に規定する入札占用指針の策定に係る部分、同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十二号及び第三十三号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）</u>、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、<u>第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第三十一号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第四十号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、<u>第十五号、第十八号、第二十一号</u>若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 機構は、<u>第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第三十一号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第四十号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、<u>第十五号、第十八号、第二十一号</u>若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、<u>法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。</u>ただし、次に掲げる権限は、<u>工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第三十八号及</p>

び第四十二号に係る部分に限る。)及び第三号(損失の補償に係る部分に限る。)に掲げる権限
二〇四 (略)

び第三十九号に係る部分に限る。)及び第三号(損失の補償に係る部分に限る。)に掲げる権限
二〇四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二十四号の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</p> <p>二〃九（略）</p>	<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲）</p> <p>第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二十四号の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</p> <p>二〃九（略）</p>

第四十六条第一項	(略)	第三十条第一項第五号の二	(略)	第九条第一項第十一号			
機構又は当該会社に対して、公社管理道路承継会社	(略)	第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	(略)	前条第一項第二十五号の規定により機構	第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同法第四十四条の第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同条第三項
当該管理有料高速道路承継会社	(略)	第四十四条の二第一項	(略)	道路法第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条の十一、第二項及び第四十八条の二十九の四	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	これら

第四十六条第一項	(略)	(新設)	(略)	第九条第一項第十一号			
機構又は当該会社に対して、公社管理道路承継会社	(略)	(新設)	(略)	前条第一項第二十五号の規定により機構	第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同法第四十四条の第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)	同条第三項
当該管理有料高速道路承継会社	(略)	(新設)	(略)	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべきものとして道路管理者	これら

第三十一条第三項	(略)	読み替える道路法の規定	2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	路(指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条第二項において同じ。)を除く。)に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に關し当該地方道路公社
	当該道路の道路管理者又は	(略)		読み替えられる字句	
	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者であ	管理有料高速道路承継会社又は	読み替える字句	(略)	

第三十一条第三項	(略)	読み替える道路法の規定	2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。	(略)	路(指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。)を除く。)に關し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に關し当該地方道路公社
	当該道路の道路管理者又は	(略)		読み替えられる字句	
	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都	管理有料高速道路承継会社又は	読み替える字句	(略)	

3 (略)	(略)	第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二	(略)	
	(略)	道路管理者	(略)	る都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない
	(略)	道路管理者又は管理有料高速道路承継会社	(略)	

3 (略)	(略)	第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二	(略)	
	(略)	道路管理者	(略)	道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない
	(略)	道路管理者又は管理有料高速道路承継会社	(略)	

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百四号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2 法第六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第四条第一項各号に掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</u></p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四十四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>4 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）<u>、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行った</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2 法第六条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第四条第一項各号に掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</u></p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令<u>第四十四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>4 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、<u>法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）</u>、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）<u>、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）</u>とみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞な</p>

ときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならぬ。

く、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第五十号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十条の三第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる</p>	<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったもの）とみなされる協議に係る部</p>

協議に係る部分に限る。)又は第四十三号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

分に限る。)又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

される協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行
ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しな
ければならない。

係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅
滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十六条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第四十二号、第四十五号及び第四十六号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（密接関連道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第七条第三項の規定により同条第一項の道路管理者（以下この条において「踏切道道路管理者」という。）が特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者（以下この項及び第三項において「密接関連道路管理者」という。）に代わつて行う権限（第四項において「踏切道道路管理者が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、踏切道道路管理者が密接関連道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 踏切道道路管理者が代行する権限は、法第七条第二項の規定に基づき公示された特定道路改良の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該特定道路改良の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（密接関連道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第七条第三項の規定により同条第一項の道路管理者（以下この条において「踏切道道路管理者」という。）が特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者（以下この項及び第三項において「密接関連道路管理者」という。）に代わつて行う権限（第四項において「踏切道道路管理者が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、踏切道道路管理者が密接関連道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 踏切道道路管理者が代行する権限は、法第七条第二項の規定に基づき公示された特定道路改良の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該特定道路改良の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四條の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。</p> <p>3 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 市町村が代行する権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示された国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六條第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第三十二号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第二十四條本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五條の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四條の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十七条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>2] 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。</p> <p>3] 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>4] 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十七条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。 （新設）</p> <p>2] 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3] 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>